

今月のトピックス

平成30年6月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

労働者派遣法の改正

平成27年の労働者派遣法の改正より平成30年9月30日で3年が経過します。
施行後3年を迎えるに当たり、労働者派遣が適正に行われるよう改めてご確認下さい。

労働者派遣事業は許可制へ一本化

届出のみで事業を行うことのできる特定労働者派遣事業は廃止となり、許可制である一般労働者派遣事業と統一されます。その為、特定労働者派遣事業主は継続して事業を行う場合は許可を受ける必要があります。

※特定労働者派遣事業を行っていた事業主が経過措置として引き続き事業を行える期間は
平成30年9月30日までです。

※平成30年9月30日以降、許可を受けていない(旧)特定労働者派遣事業を行う事業主から、派遣労働者を継続して受け入れると、法違反となります。

受入れ期間制限ルール

① 派遣先の『事業所単位』の期間制限

平成27年9月30日以降に締結・更新された派遣契約は、同一の事業所において
派遣可能期間(3年)を超えて派遣を受け入れることはできません。

※派遣先の事業所の過半数労働組合(過半数労働組合が存在しない場合は派遣先の事業所の労働者の過半数を代表する者)に書面による通知を行い、意見を聞いた上であれば3年を限度として延長は可能です。

② 派遣労働者の『個人単位』の期間制限

①において『事業所単位』の派遣可能期間を延長した場合でも、同一の組織単位(いわゆる課など)で3年を超えて同一の派遣労働者を受入れることはできません。

※別の派遣労働者であれば同じ課への派遣は可能、同じ派遣労働者の場合は異なる課であれば可能です。

上記以外にも『労働契約申込みなし制度』、『派遣労働者への募集情報の提供』、『雇用安定措置への対応(努力義務)』などの改正点があります。併せてご確認下さい。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。